

第73号 山田町復興まちづくり かわら版



発行・編集 山田町役場復興企画課

町道山田中学校北側線の切替えについて

町道境田南線の整備工事に伴い、7月14日（土）午前10時から町道山田中学校北側線の一部区間において車両の流れが切り替わりますので、通行の際は十分ご注意ください。

また、現地では引き続き、新設する町道境田南線の道路整備工事が行われますので、ご注意ください。



【お問い合わせ】

町建設課 都市整備第1チーム 工務係 ☎0193-82-3111（内線237）

織笠地区 防災集団移転 移転促進区域の利用者を募集します 促進事業

町では、防災集団移転促進事業で買取した土地の利活用を図るため、次の区画の利用を希望する方を募集します。応募資格や申込書類等、詳細につきましてはお問い合わせください。

1 公募期間

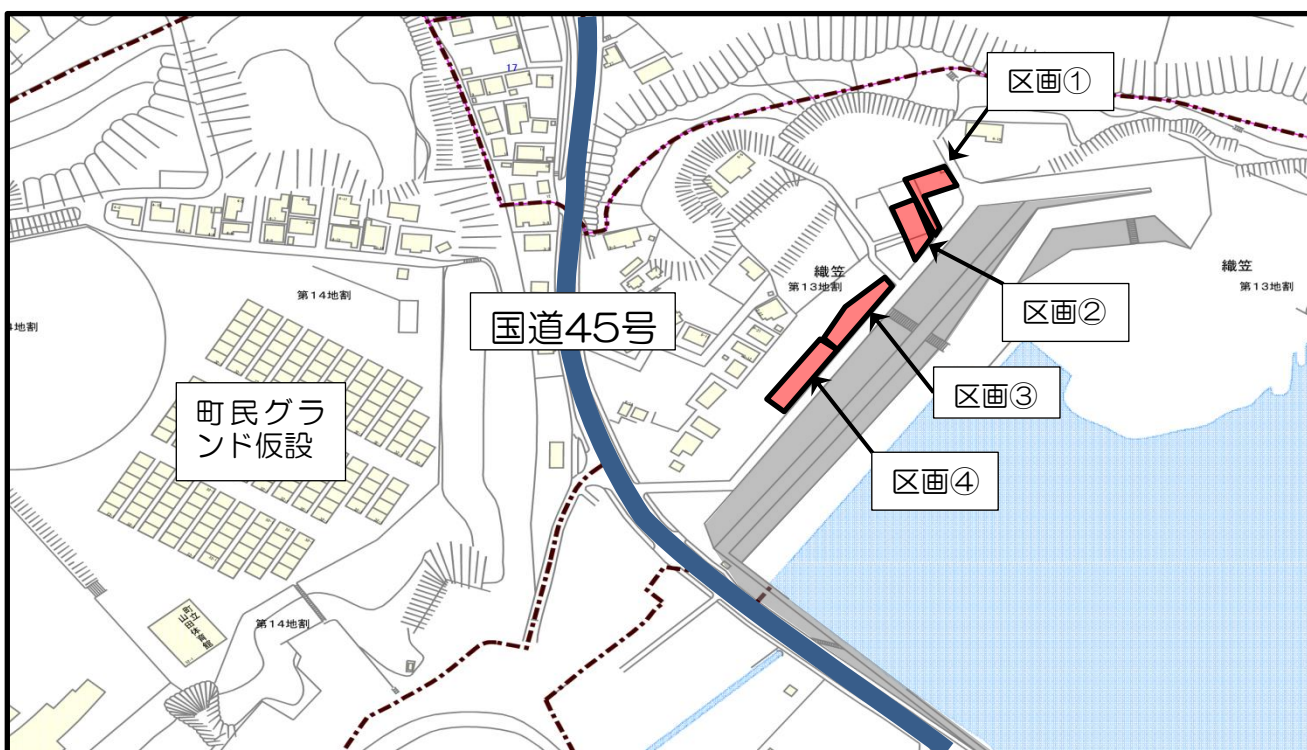
平成30年7月2日（月）～平成30年7月19日（木）

2 公募地の概要

（例）賃料及び契約保証金は建物設置の場合

区画番号	面積	賃料（月額）		契約保証金	用途地域
		20年目まで	21年目から		
①	271㎡(82坪)	3,827円	7,655円	306,200円	準工業
②	330㎡(100坪)	3,630円	7,260円	290,400円	準工業
③	307㎡(93坪)	5,526円	11,052円	442,000円	準工業
④	341㎡(103坪)	6,393円	12,787円	511,500円	準工業

3 位置図（織笠第13地割）



4 利用条件

- ・自己利用の方が対象です。（貸店舗は可）
- ・居住用には利用することができません。
- ・土地は現状でのお引渡しとなります。

【お問い合わせ】 町建設課 用地チーム ☎0193-82-3111（内線244）

災害公営住宅について

1 町営災害公営住宅入居者募集

災害公営住宅は、東日本大震災で被災された世帯が申し込める住宅です。

(1) 募集団地

【再募集（随時）】

団地名	場所	構造	間取り等	募集戸数	入居時期
長崎第2	長崎二丁目 地内	集合・鉄骨造 3階建て	1DK	1戸	手続完了次第
			2DK	1戸	
			2DK（車いす）	1戸	

※いずれもペット飼育不可

(2) 募集期間（用紙配布も同日）

平成30年7月12日（木）以降～募集住戸がなくなるまで

（土日祝日を除く 午前9時～午後5時）

**※ただし、7月12日当日の申し込み分に限り、応募が定数を超えたときは
抽選とさせていただきます。**

(3) 用紙配布・受付

用紙配布は、建築住宅課および各支所。申し込みは建築住宅課窓口のみです。

(4) 問い合わせ

町建築住宅課建築住宅係（☎0193-82-3111 内線344）

(5) 随時募集中

【町営】（平成30年6月15日現在）

団地名	タイプ	間取り等	空戸数	問い合わせ・申し込み先
柳沢第1	集合	2DK	3	町建築住宅課 建築住宅係 ☎0193-82-3111 (内線344) (*) 各地区防災集団移転事業 対象者のみ申込みできます。
		3DK	4	
山田中央	集合	1DK	1	
大沢小西	戸建	2DK	3	
		3DK	2	
下条	戸建	2DK	3	
大浦第2	長屋	2DK	1	
長林第2	集合	2DK	1	
		3DK	1	
田の浜	集合	2DK	5	
跡浜(*)	戸建	3DK	2	
		2DK（車いす）	2	
長林第3(*)	戸建	2DK	1	
		2DK（車いす）	1	
田の浜第2(*)	戸建	2DK（車いす）	1	

【県営】

団地名	タイプ	間取り等	空戸数	問い合わせ・申し込み先
豊間根	集 合	1 D K	1	岩手県建築住宅センター ☎0120-208-201
		2 D K	4	
		3 D K	9	
北 浜	集 合	1 D K	3	
		2 D K	1	
		3 D K	8	
大 沢	集 合	2 D K	1	
		3 D K	1	
織 笠	集 合	2 D K	4	

2 災害公営住宅の整備戸数変更について

町の災害公営住宅整備戸数を以下のとおり変更します。

地 区	団地名	タイプ	計画戸数	見直戸数	備 考
山 田	飯 岡	戸 建	4 6 戸	3 6 戸	平成30年度 完成予定

これにより、町全体の災害公営住宅整備戸数は、650戸から640戸に変更されます。

【お問い合わせ】

町建築住宅課 建築住宅係 ☎0193-82-3111（内線343、344）

仮設住宅の供与期間延長（再延長）の確認について

現在、仮設住宅にお住まいで、平成31年3月31日まで供与期間の延長（特定延長）が認められている方にお知らせします。

平成31年4月以降も引き続き特定延長が必要かどうか、昨年度と同様に確認調査を行います。一定の要件に該当する場合に限り特定延長が認められますので、延長を希望する場合は、期限までに調査票を提出してください。また、希望しない場合や要件に該当しない場合でも、そのことを確認するため調査票の提出が必要となります。

調査票は7月初旬に送付予定ですので、調査へのご協力をよろしく願いいたします。

なお、『供与期間延長』は、現在お住まいの仮設住宅での継続居住をお約束するものではなく、仮設住宅の集約化等に伴い、他の仮設住宅への転居をお願いする場合があります。

【お問い合わせ】

町建築住宅課 仮設住宅担当 ☎0193-82-3111（内線345）